

資料編

- 資料 1 公益通報統計資料
- 資料 2 公の施設一覧表
- 資料 3 行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会・契約部会・生活保護部会
開催状況
- 資料 4 行政対象暴力対応研修 実施状況
- 資料 5 大阪市の内部統制体制及び行政対象暴力にかかる体制
- 資料 6 内部監察（定期監察・随時監察）の流れ
- 資料 7 定期監察の結果及び改善措置（概要版）
過去の内部監察に係る改善措置の実施状況の実地調査
- 資料 8 コンプライアンス研修（集合型・グループ討論型）の実施状況
- 資料 9 コンプライアンスアンケートの結果概要
- 資料 10 リーガルサポーターズ相談件数一覧表

各資料は平成 24 年度分です。

公益通報統計資料

大阪市の公益通報窓口

公益通報の受付窓口に関しては、総務局監察部及び各区等（大阪市の各区役所、局、室及び中央卸売市場をいいます。以下同じ。）のコンプライアンス担当で受け付ける「内部通報窓口」と、外部有識者で構成される大阪市公正職務審査委員会（以下「委員会」といいます。）で受け付ける「外部通報窓口」を設置しています。

また、通報できる者を職員以外の市民等にも拡げることにより、通報しやすい環境を整えています。

1 受付件数

757件（うち顕名による通報362件）

外部通報窓口で受け付けた通報は、すべて顕名による通報として集計した。

2 受付状況

区 分	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
面 会	125	-	125
電 話	194	-	194
郵 便	140	35	175
フ ァ ク シ ミ リ	43	10	53
ホ ー ム ペ ー ジ ・ メ ー ル	127	83	210
合 計	629	128	757

内部通報窓口は、総務局監察部監察課及び各区役所、局等のコンプライアンス担当である。

3 所属別被通報件数

所 属	内部通報窓口	外部通報窓口	合 計
教 育 委 員 会 事 務 局	116	28	144
環 境 局	71	13	84
交 通 局	69	11	80
建 設 局	39	13	52
福 祉 局	42	8	50
政 策 企 画 室	38	4	42

水 道 局	26	10	36
人 事 室	28	7	35
ゆとりとみどり振興局	22	5	27
平 野 区 役 所	24	1	25
生 野 区 役 所	23	1	24
住 吉 区 役 所	18	1	19
総 務 局	18	1	19
都 市 整 備 局	16	3	19
淀 川 区 役 所	14	3	17
そ の 他 の 区 役 所	127	37	164
そ の 他 の 局 等	79	34	113
分 類 で き な い も の	5	3	8
合 計	775	183	958

1件の通報で複数の区役所、局等に関係するものがあるため、受付件数 757 件とは一致しない。

4 処理状況

[通報案件処理状況]	
平成 24 年度に継続されたもの	290 件
平成 24 年度に受け付けたもの	757 件
受け付けた通報がなかったにもかかわらず、調査を実施したもの	2 件
平成 24 年度において処理したもの	728 件
調査等に基づき、委員会が是正措置等を勧告したもの	3 件
調査等に基づき、委員会が「意見書」を提出したもの	1 件
調査を実施したが、勧告又は意見書の提出を必要とするまでには至らなかったもの（不適正な事実が確認されたが、是正措置等がなされたものを含む。）	364 件
調査の必要性が認められなかったもの	360 件
平成 25 年度に継続するもの	321 件

[不利益取扱いに係る申出処理状況]	
平成 24 年度に受け付けたもの	3 件
平成 24 年度において調査を実施し、申出の事実が確認されなかったもの	1 件
平成 24 年度において処理し、調査の必要性が認められなかったもの	1 件
平成 25 年度に継続するもの	1 件

* のうち委員会が付言として特に意見を述べたものが、151件ある。

5 公正職務審査委員会の状況

大阪市公正職務審査委員会委員（平成 24 年 7 月 24 日現在）

委員長	第 1 部会長	播磨 政明 [弁護士]
委員長代理	第 1 部会	大西 寛文 [公認会計士]
	第 1 部会	大砂 裕幸 [弁護士]
	第 2 部会長	小寺 史郎 [弁護士]
	第 2 部会	重松 孝司 [公認会計士]
	第 2 部会	赤津 加奈美 [弁護士]

委員会及び部会の開催状況

公正職務審査委員会

平成 24 年 4 月 2 日（第 239 回）～平成 24 年 12 月 17 日（第 252 回）

公正職務審査委員会（第 1 部会）

平成 24 年 8 月 17 日（第 1 回）～平成 25 年 3 月 28 日（第 21 回）

公正職務審査委員会（第 2 部会）

平成 24 年 8 月 7 日（第 1 回）～平成 25 年 3 月 28 日（第 22 回）

合計 57 回 開催（審議時間 155 時間 50 分）

6 勧告の概要

ア 公園施設の不適正な管理に対して必要な改善を怠っていた件

（平成 24 年 7 月 24 日報道発表）

ある団体が、本市の許可を得ることなく公園施設の管理を行い、当該施設の利用者から金銭を徴収し、当該徴収金の一部を施設の維持管理とは別の用途で支出していたが、ゆとりとみどり振興局は、このような状況を把握しながら、必要な改善を怠っていた。

これに対して、本件事案に関する改善及び再発防止措置を策定実施すること、本市の設置したすべての公園施設を調査し、実質的に使用料を徴収しているか確認したうえで必要な措置を講じること、当該徴収金の位置付けについて早急に整理を行い、余剰金が発生している場合にはこれを解消させる措置を講じることが勧告された。

イ P T A会計から不正に金銭を取得していた件

(平成24年9月13日報道発表)

大阪市立の特別支援学校において、少なくとも平成18～23年度の間、当該学校のP T A会計の任にあった職員が、その立場を利用して、金銭を不正に取得していた。

これに対して、残存する関係書類を再度精査するとともに現物確認も実施し、不正な支出等について必要な措置をとること、大阪市立の全ての学校園において教職員が事務を行っている団体について、教職員が職務として行うことの根拠及び妥当性を再確認するとともに、当該団体における支出の根拠となる資料の再確認を行い、不正な支出等が確認された場合は速やかに再発防止措置をとること、教職員が団体の事務に従事する際の、手続の適正化を図ることが勧告された。

ウ 区役所の国民健康保険事業に関する事務において不適正な処理を行っていた件

(平成25年2月28日報道発表)

城東区役所において、国民健康保険料及びこれに係る延滞金の減免申請を、その理由を証明する書類の添付等がないまま受け付け、必要な調査を行わずに承認していた。

これに対して、城東区役所には、残存するすべての関係文書を確認し、不適正な事務処理内容、件数及び金額を確定したうえで委員会に報告するとともに公表し、速やかに適正化すること、その他の23区役所には、平成24年度における同じ事務処理に不適正なものがないかを検証すること、上記の検証により不適正なものが確認された区役所には、残存するすべての関係文書を確認し、不適正な事務処理の内容、件数及び金額を確定したうえで委員会に報告するとともに公表し、速やかに適正化すること、福祉局には、区役所における同じ事務処理が適正になされているかを必要に応じて検証し、是正を図る制度の確立等を検討することが勧告された。

7 意見書の概要

工事受注者から接待を受けていた件

(平成25年3月28日報道発表)

交通局の職員が福岡県で行われた現地工場での検査の際に、工事受注者から飲食店で接待を受けていた。

これに対して、交通局には、今回の事案が発生した原因の解明に努めるとともに、同様の事案が発生していないか遠隔地での工場検査以外にも対象を広げて調査

を実施し、不適正な事案が確認された際には適宜必要な措置をとること、今回のような事案の再発防止のため職員倫理の向上に努めること等の意見が提出された。

8 不適正な事実が確認されたが、是正措置等がなされたものの例

- ア 区役所の福祉関係事務について、過去長期間にわたり申請を受理しながらその処理を怠っていたという事実が判明していたにもかかわらず、その事実を公表していなかったことが確認されたため、その事実について報道発表を行うとともに、マニュアルに沿った適正な事務処理と、不適正な事務処理が発生した場合の対応手順について周知徹底した。(阿倍野区役所)
- イ 市税事務所の職員がシステム端末で業務に無関係の情報を閲覧していたことが確認されたため、当該職員に対して厳しく指導するとともに、当該事務所の全職員に対して情報の適正な取扱いについて周知した。(財政局)
- ウ 犬を連れて市営公園に入ることを制限する旨の看板が市の許可を得ることなく公園利用を必要以上に制限する内容で設置されていたため、設置者に対して撤去するよう指導させるとともに、公園事務所名による新たな看板を設置した。(ゆとりとみどり振興局)
- エ 環境事業センターの職員が勤務時間中に喫煙していることが確認されたため、当該職員に対して注意指導し、適正に対処するとともに、全職員に対し勤務時間中の禁煙を徹底した。(環境局)
- オ 教員が公務出張に伴う移動中に職場の情報をツイッターに書き込んでいたことが確認されたため、当該職員に対して管理職から指導を行うとともに、大阪市の全教職員に対して教育公務員としての責任と自覚をもって行動するよう指導した。(教育委員会事務局)
- カ 教員が勤務先である学校内において、月に数回程度宿泊していたことが確認されたため、学校長が当該教員に対して注意し、即刻やめるよう指導した。(教育委員会事務局)
- キ 職員が勤務時間中に携帯電話からフェイスブックやツイッターの閲覧や更新を行っていたことが確認されたため、当該職員に対して厳しく指導するとともに、当該職員の所属する部の全職員に対して勤務時間中の私的な携帯電話の使用を禁止する旨を改めて通知した。(交通局)
- ク 浄水場勤務職員の通勤について調査を行ったところ、複数の職員が正規の手段でない自動車やオートバイによる通勤を行っていたことが確認されたため、通勤手当の戻入等必要な措置をとるとともに、全局的に通勤状況の確認徹底を行った。(水道局)
- ケ 休憩時間終了後の職員の勤務状況について局内調査を行ったところ、一部の職員が遅参していることが確認されたため、当該職員に対して注意指導するとともに、休憩時間の遵守及び服務規律の確保について、全局的な注意喚起を行った。(水道局)

9 その他

- (1) 平成24年7月24日付けで委員会の委員を新たに3名委嘱し、委員会を2部会制で運用することとした。
- (2) 平成25年3月21日付けで委員会から全ての区役所、局等に対し、通報に係る調査について、次のとおり注意喚起を行った。
 - ア 通報に係る調査時においては、事案の内容に則し、通報で指摘されているなど当該事案に直接関係する職員や、当該職員に対して管理監督責任を問われる可能性のある職員は、調査をはじめとする当該事案の処理に関与させないよう配慮すること
 - イ 調査の客観性を担保するため、可能な限り2名以上の職員で調査を行うこと
 - ウ 調査情報については、共有する職員及び内容を必要最小限の範囲に止めること

公の施設一覧表

資料 2

〔対象となる公の施設〕

原則として、事前に使用許可申請を要する宿泊施設、飲食施設、スポーツ施設、文化施設、貸館施設、斎場等

〔暴力団の利益となる使用の例〕

- ・ 斎場における暴力団幹部等の組葬
- ・ 暴力団組長の襲名披露パーティー
- ・ 暴力団幹部等の出所祝い
- ・ 暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベント
- ・ 暴力団員らによる慰安旅行の宿泊、宴会
- ・ 暴力団員らによるソフトボール大会等の行事
- ・ 暴力団主催による暴対法対策、資金源獲得その他公序良俗に反する会議

所管局	施設名	対象施設数
経済戦略局 [70施設]	大阪市立美術館	1
	大阪歴史博物館	1
	自然史博物館	1
	中央公会堂	1
	芸術創造館	1
	長居陸上競技場 他	15
	中央体育館 他	27
	修道館	1
	扇町プール 他	21
	大阪産業創造館	1
市民局 [48施設]	北区民センター 他	43
	男女共同参画センター中央館 他	5
福祉局 [33施設]	長居障害者スポーツセンター 他	2
	北区北老人福祉センター 他	26
	いきいきエイジングセンター	1
	西成市民館	1
	社会福祉センター	1
	早川福祉会館	1
	社会福祉研修・情報センター	1
こども青少年局 [7施設]	こども文化センター	1
	青少年センター	1
	愛光会館	1
	長居ユースホステル	1
	伊賀青少年野外活動センター 他	3
環境局 [18施設]	大阪市立葬祭場 他	6
	環境学習センター	1
	西三国センター 他	8
	此花屋内プール 他	3
都市整備局 [1施設]	住まい情報センター	1
建設局 [1,035施設]	天王寺公園 他	1,035
港湾局 [358施設]	天保山岸壁 他	349
	大阪南港魚つり園 他	3
	大阪北港ヨットハーバー	1
	舞洲体育館 他	5

教育委員会事務局 [7 施設]	大阪城音楽堂	1
	総合生涯学習センター 他	5
	クラフトパーク	1
消防局 [1 施設]	阿倍野防災センター	1

10局 36条例 1,578施設

天王寺公園他の計1,035施設には、物品販売、集会その他の行為許可の対象となる都市公園を含む。

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会区役所部会 開催状況

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
北区	4月28日	北区役所 402・3会議室	33名	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の構成機関と委員の確認 ・会議運営方法の確認
都島区	1月24日	都島区役所 第1会議室	22名	<ul style="list-style-type: none"> ・都島警察署刑事課長から最近の動向の説明 ・暴力団排除活動の促進のための啓発ビデオ「負けへんで」の視聴 ・刑事課暴力班係長より区内暴力団の状況説明及び意見交換
福島区	5月24日	福島区役所 会議室	19名	<ul style="list-style-type: none"> ・福島警察署刑事課長より、大阪府暴力団排除条例が平成23年4月1日より施行されることに関して説明があった ・最近の事件を例に挙げ、暴力団などからの不当な要求に対抗する際の助言指導があった
此花区	11月17日	此花区役所 講堂F	17名	<ul style="list-style-type: none"> ・行政対象暴力にかかるビデオ「狙われた行政～失敗を糧に～」を上映 ・此花警察署暴力犯係長からビデオの内容解説 ・此花警察署警備係長から政治団体等との対応方法について助言
中央区	3月6日	中央区役所 601会議室	20名	<ul style="list-style-type: none"> ・東警察署 刑事課長から最近の行政対象暴力発生状況等の報告 ・具体例として、最近市役所で発生した事案について説明 ・南警察署 刑事課長から管内状況及び事例報告 ・DVD「狙われた行政～失敗を糧に～」上映 ・事業所・生活保護・窓口等での事案について報告 質疑有
港区	9月15日	港区役所 601会議室	19名	<ul style="list-style-type: none"> ・港警察署刑事課長から、最近の動向の説明 ・社会福祉協議会等から、暴力的な事案に対する相談があった
大正区	6月22日	大正区役所 502会議室	19名	<ul style="list-style-type: none"> ・大正警察署刑事課長より、最近の動向について説明(暴力団の状況、暴対法の改正や暴力団排除条例等) ・民事介入暴力対策啓発ビデオの視聴 ・大正警察署暴力犯担当係長より、行政対象暴力に対する対応要領について周知連絡
天王寺区	2月16日	天王寺区役所 3階講堂	29名	<ul style="list-style-type: none"> ・天王寺警察署刑事課長より天王寺管内の現状を交え「行政対象暴力の現状と対策」について説明を受けた ・暴力対策啓発ビデオ「狙われた行政～失敗を糧に～」を鑑賞した
浪速区	8月9日	浪速区役所 703・704会議室	18名	<ul style="list-style-type: none"> ・区長あいさつ ・委員紹介 ・『負けへんで あなたの勇気をサポートします』(DVD)上映 ・浪速警察署暴力犯係長より最近の事例などについて報告
西淀川区	10月27日	西淀川区役所 5階 大会議室3・4	11名	<ul style="list-style-type: none"> ・行政対象暴力、不当要求に対する大阪市の取り組みについて ・「窓口での不当要求事案への対応について」西淀川警察署刑事課長による講義

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
淀川区	9月21日	淀川区役所 区長応接室	21名	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川区役所総務課長より平成23年度における取組み状況について等 説明 ・淀川警察署より管内における暴力団関係の現状について説明
東淀川区	10月31日	東淀川区役所 304会議室	21名	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市行政対象暴力対策連絡協議会設置要綱第10条に基づき、「区役所部会」が設置されていることについて説明を行った ・その後、東淀川警察署暴力犯係長から「行政対象暴力の事例と対処方法」について、具体的な事例等を交えて話があった
東成区	5月12日	東成区役所 301会議室	17名	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の目的、参加者の確認の後、部会長（区長）、副部会長（刑事課長）の挨拶と出席者自己紹介 ・東成警察署刑事課長による「暴力団等の動向と対処について」講話、区内の暴力団の状況に関する情報提供 ・意見交換（生活保護関連のトラブルへの対応協力等）
生野区	6月3日	生野区役所 502会議室	20名	<ul style="list-style-type: none"> ・生野警察署副所長より不法滞在・不法就労の防止に対する取組にかかる説明と、協力要請があった
	8月10日	生野区役所 区長応接室	13名	<ul style="list-style-type: none"> ・副区長兼総務課長から全課長に対し、「大阪市行政対象暴力対策連絡協議会（8/9開催）の取組状況を報告した
	8月22日 ～23日	生野区役所 601会議室	40名 (20名 ×2日)	<ul style="list-style-type: none"> ・生野警察署に実演講師協力を要請し、区職員（各担当2～4名）が参加して防護用具「さすまた」の使用講習会を開催した
旭区	7月15日 2月16日	旭区役所 第1会議室	51名	<ul style="list-style-type: none"> ・旭警察署刑事課長から最近の動向の説明 ・副区長兼総務課長から大阪市行政対象暴力排除対策の説明 ・ビデオ「シャットアウト 行政対象暴力」の上映
鶴見区	2月21日	鶴見区役所 303会議室	24名	<ul style="list-style-type: none"> ・行政対象暴力にかかるDVDの視聴 ・鶴見警察署刑事課長、暴力犯係長から行政対象暴力の現状と対策について説明
阿倍野区	9月27日	阿倍野区役所 会議室1・2	27名	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ビデオ「狙われた行政～失敗を糧に～」を上映 ・阿倍野警察署刑事課長から行政対象暴力の現状について説明
住之江区	4月19日	住之江区役所 第1会議室	26名	<ul style="list-style-type: none"> ・住之江警察署暴力犯係長から行政対象暴力の現状について説明
	12月13日	住之江区役所 第1会議室	23名	<ul style="list-style-type: none"> ・住之江警察署刑事課長から行政対象暴力の現状について説明

区役所名	開催日	開催場所	参加人数	開催概要、意見等
住吉区	9月8日	住吉区役所 第5会議室	27名	<ul style="list-style-type: none"> ・住吉警察署刑事課長から行政対象暴力の現状について説明 ・題名「屈しない～公務員への不当要求～」のビデオ上映 ・住吉警察署刑事課暴力犯係長から民事介入暴力追放の手引き等に基づく説明及び基本的な心構えや対処方法についての説明 ・情報交換
東住吉区	7月27日	東住吉区役所 区長応接室	11名	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁民事介入暴力対策啓発ビデオの視聴 ・刑事課長より講評（不当要求時の対応について）
平野区	1月26日	平野区役所 3階303会議室	28名	<ul style="list-style-type: none"> ・平野警察署総務課長から最近の動向の説明 ・平野警察署刑事課長から「行政対象暴力の現状と対策」についてDVDによる研修の実施
西成区	6月17日	西成区役所 4 - 8会議室	30名	<ul style="list-style-type: none"> ・新委員の紹介 ・西成区内の状況（暴力団による不法・不当要求事案）等について西成警察署刑事課長代理から説明を受けた。 ・行政対象暴力に関するビデオ上映 ・冊子「行政対象暴力の現状と対策」・「暴力団情勢と対策」を配布

西区、城東区については、開催なし。

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会契約部会 開催状況

開催日	議 題
6月30日	入札等除外措置及び契約状況の調査等について
11月1日	入札等除外措置及び契約状況の調査等について
12月12日	入札等除外措置及び契約状況の調査等について

大阪市行政対象暴力対策連絡協議会生活保護部会 開催状況

開催日	議 題
	開催なし

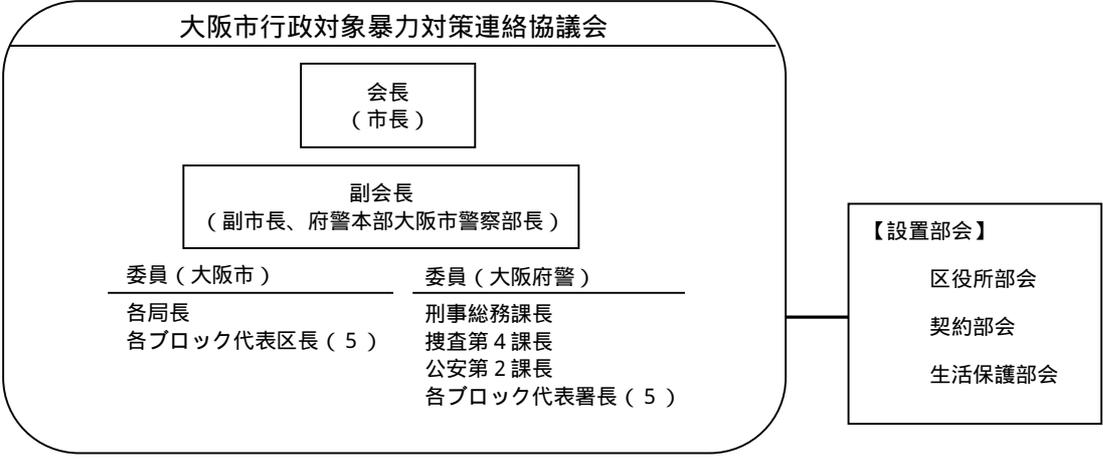
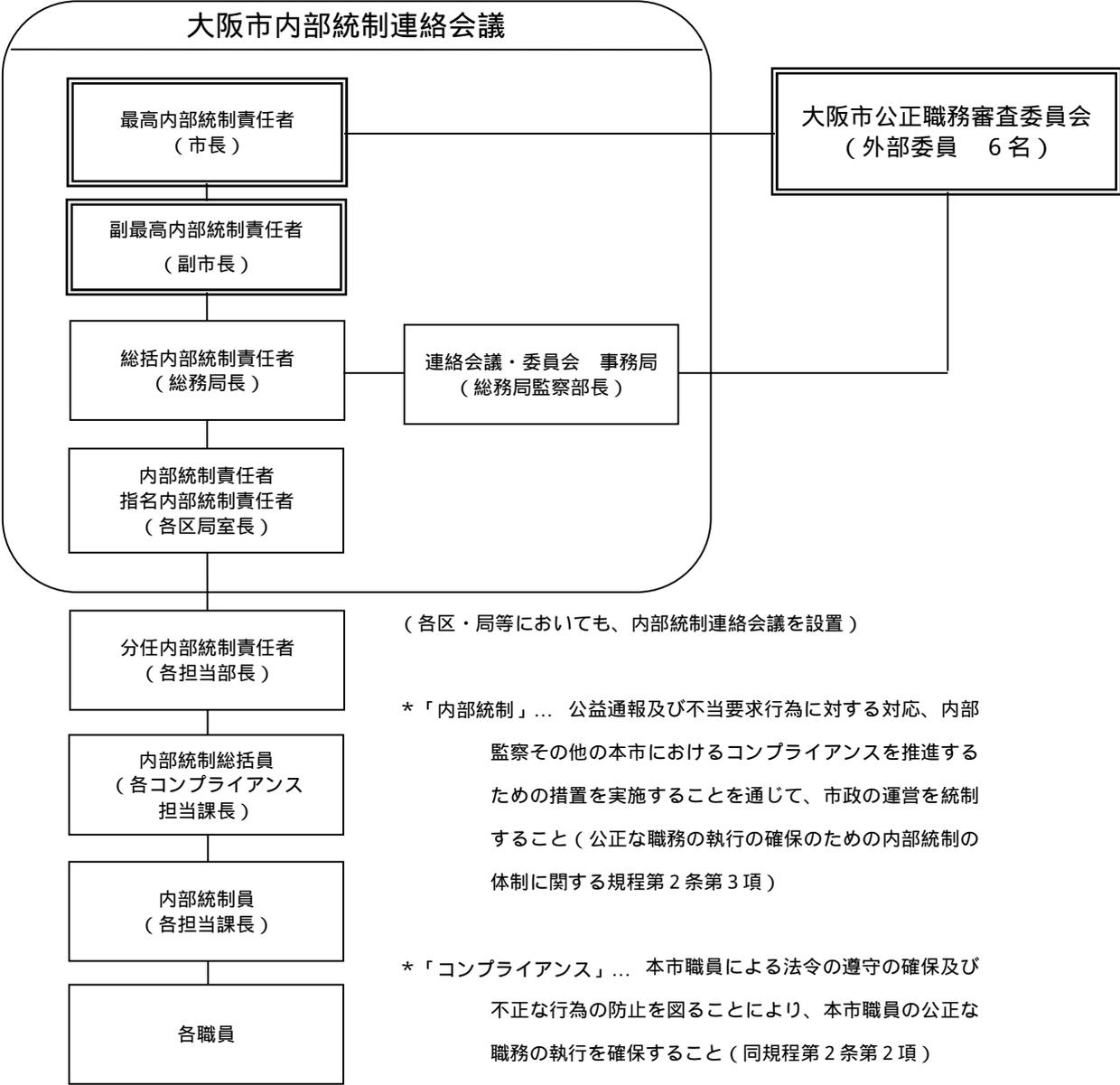
資料4

○行政対象暴力対応研修 実施状況

回次	開催日時	対象所属	対象者	参加人数
1	5月21日 14:30~17:30	各区役所	窓口職員・生活支援担当職員等	42
2	5月24日 14:30~17:30	"	"	38
3	5月28日 14:30~17:30	"	"	35
4	5月31日 14:30~17:30	"	"	29
5	6月19日	台風による天候不良のため中止		-
6	6月22日 14:30~17:30	各区役所	窓口職員・生活支援担当職員等	40
7	6月25日 14:30~17:30	"	"	44
8	6月28日 14:30~17:30	"	"	40
9	10月15日 14:00~17:30	"	"	29
10	10月19日 14:00~17:30	"	"	33
11	10月23日 14:00~17:30	計画調整局 都市整備局	事務職員・技術職員	22
12	10月26日 14:00~17:30	"	"	20
13	11月19日 14:00~17:30	各区役所	窓口職員・生活支援担当職員等	30
14	11月22日 14:00~17:30	"	"	30
15	11月26日 14:00~17:30	"	"	36
16	11月29日 14:00~17:30	"	"	34
17	12月11日 14:00~17:30	"	"	36
18	12月12日 14:00~17:30	"	"	32
19	12月19日 14:00~17:30	"	"	40
20	12月20日 14:00~17:30	"	"	41
21	1月15日 14:00~17:30	"	"	41
22	1月18日 14:00~17:30	"	"	38
23	1月22日 14:00~17:30	"	"	35
24	1月25日 14:00~17:30	"	"	37
25	2月18日 14:00~17:30	"	"	40
26	2月21日 14:00~17:30	"	"	36
27	2月25日 14:00~17:30	"	"	37
28	2月28日 14:00~17:30	"	"	35

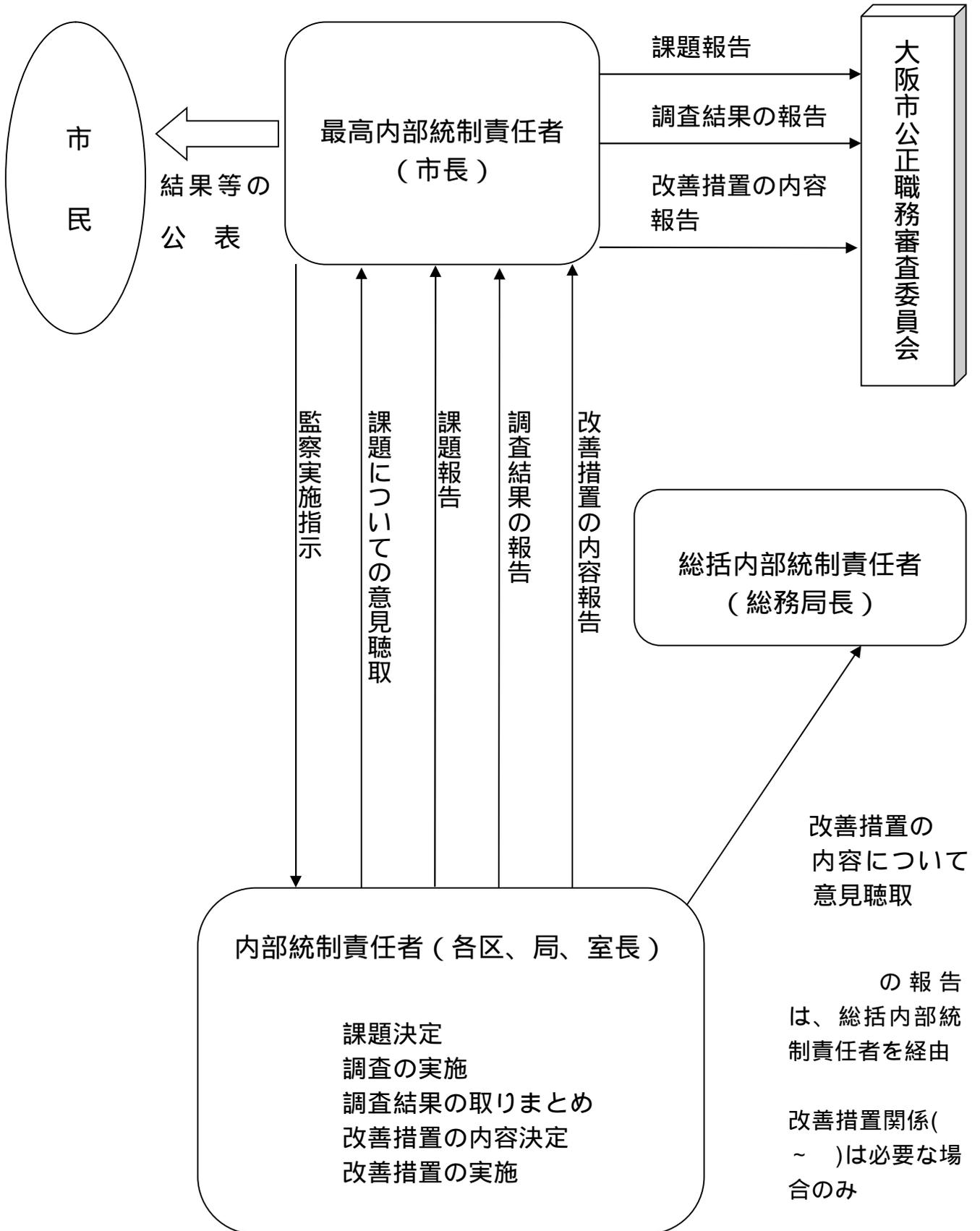
合計27回 950名

大阪市の内部統制及び行政対象暴力にかかる体制（平成 24 年度）



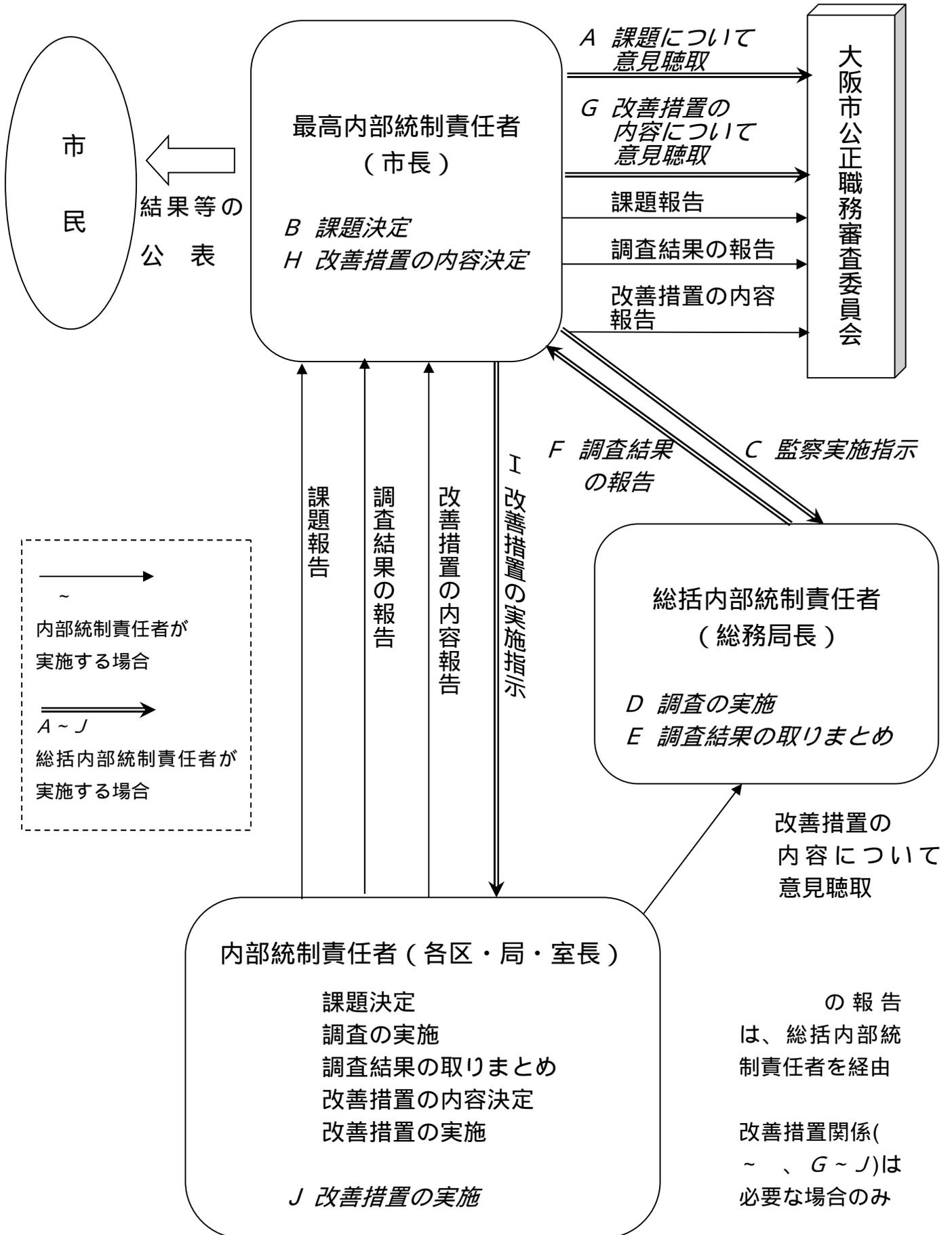
内部監察（定期監察）の流れ

年 1 回実施



内部監察（随時監察）の流れ

随時実施



定期監察の結果及び改善措置について（概要版）

大阪市内部監察規程第5条第1項の規定に基づき、平成24年度定期監察について実施してきたところであるが、各内部統制責任者から結果及び改善措置の内容が報告されたので、次のとおり取りまとめる。

記

1. 個人情報の適正な取扱いについて（10所属）

所属	課題
教育委員会事務局	個人情報の適正な取扱いについて
北区役所	個人情報漏えい事故防止のための取組状況
都島区役所	個人情報の適切な管理について
福島区役所	個人情報の取扱いについて
西区役所	個人情報漏えい事故防止（発送事務における誤送付防止）について
港区役所	個人情報漏えい等事故の再発防止について
旭区役所	個人情報漏えい事故の再発防止について
鶴見区役所	漏えい事故防止のための個人情報の取扱いについて
阿倍野区役所	漏えい事故防止のための個人情報の取扱いについて
住之江区役所	個人情報の取扱いについて

主な問題点	改善措置
（教育） ・個人情報の収集、利用・提供、開示請求について、認識が不十分であった。 ・USBなどの電磁記録媒体の適正利用の徹底が必要。	・監察結果を周知するとともに、個別に改善指導を行う。
（北・港・阿倍野・住之江） ・重要管理ポイントの認識・順守が不十分である。	・重要管理ポイントの周知徹底を行う。 ・実情に応じて重要管理ポイントの点検・見直しを行う。
（都島） ・個人情報を庁内PC本体に保存していた。	・本体保存の危険性を指摘し、全て消去した。 ・個人情報の漏えい防止に向けた全職員向けの研修を実施する。
（福島・西・港・旭・鶴見・住之江） ・文書発送の際のチェック体制、作業環境等の整備が不十分である。	・文書発送作業確認簿等の帳票を整備する。 ・二重チェックができない場合や少量発送を机上で処理する場合などの例外時にも十分な確認を行うことができるよう作業工程・内容等を明確に定める。
（福島・鶴見） ・個人情報の外部持出し、返却時の確認が不十分である。	・個人情報持出管理簿の記載を徹底し、持出・返却時の確認を確実にを行う。

2. 通勤手当の適正受給等について（10所属）

所属	課題
都市制度改革室	通勤手当の適切な受給について
政策企画室	通勤手当の適切な受給について
市民局	通勤手当の適正な受給について
消防局	適正な通勤手段の確認について
病院局	通勤手当の適正な受給について
市会事務局	通勤手当・市内出張交通費の適正な受給について
大正区役所	通勤実態の確認について
淀川区役所	通勤手当の適正な受給について
平野区役所	通勤手当の適正な受給について
西成区役所	通勤手当の適切な受給について

主な問題点	改善措置
(都市制度・政策企画・市民・病院・平野) ・交通機関等の運賃を常例的に負担していると認定できない職員がいた。	・不適正受給となっていることについて注意指導し、戻入を行う。 ・通勤手当の適正受給について周知徹底する。
(市民・消防・病院・大正・淀川・西成) ・人事異動等に伴う通勤届の変更手続きや交通用具の利用手続きの失念等により、届出経路と実際の経路が異なる職員がいた。	・速やかに変更及び利用の手続きを行うよう指導する。 ・通勤届の変更・交通用具利用の手続きは職員が自らの責任で行わなければならないことを周知徹底する。
(市民・消防・病院・市会) ・利用履歴保存について認識の乏しい職員が存在した。	・利用履歴保存の重要性と通勤手当の事後確認制度について周知徹底する

3. 勤怠の適正な管理について(9所属)

所属	課題
市政改革室	勤務情報システムの適正な運用について
ゆとりとみどり振興局	適正な勤怠管理について
港湾局	勤務情報システムの適正な運用について
水道局	庶務事務システムの適正な運用について
浪速区役所	勤務情報システムの適正な運用について
東淀川区役所	勤務情報システムの適正な管理について
生野区役所	勤怠の適正な管理について
城東区役所	勤務情報システムの適正な運用について
東住吉区役所	適正な勤怠管理について

主な問題点	改善措置
(市政改革・ゆとみど・水道) ・打刻漏れ、二重打刻が見られる。	・システムの適正運用について周知徹底する。 ・所属全体のエラー処理の発生状況を把握し、抑制するための体制を構築する。
(ゆとみど・港湾・水道・浪速・東淀川・生野・城東・東住吉) ・超過勤務命令、休暇、市内出張命令の事前申請・事前承認の徹底が不十分である。	・事前申請徹底についての啓発ポスターを掲示する。 ・やむを得ない場合は口頭申請を行うこととする。 ・やむを得ない場合とそうでない場合の区別化を行うことにより、今後の対策に活かす。 ・承認者が不在の場合は、専決上位者による承認を徹底する。 ・専決規程を見直すことにより、速やかな承認を図る。 ・各課(担当)に事前申請の向上に向けた取組を回答させる。 ・改善の実施状況を確認するため、再度確認を行う。

4. 公金等の適正管理について(8所属)

所属	課題
危機管理室	タクシー乗車券の取り扱いについて
こども青少年局	公金(現金・有価証券等)の管理状況について
経済局	タクシー乗車券の取り扱いについて
建設局	有価証券(地下鉄回数カード・タクシー乗車券)の取扱いについて
会計室	物品の適正な管理について
此花区役所	公金等の取り扱いについて
西淀川区役所	業務委託金の取扱いについて
住吉区役所	公金等の取り扱い状況について

主な問題点	改善措置
(危機管理) ・所属の実情に応じたタクシー券の管理を行うための帳簿がない。 ・事前交付している緊急参集用のタクシー乗車券について、未使用で返却後の再使用を記録する様式が存在しない。	・業務実態に応じた様式の帳簿を作成する。
(こども・建設) ・金庫保管チェックリストや自主点検表による確認ができていないなど、公金安全保管マニュアル等の内容が浸透していない。	・公金安全保管マニュアル等を周知徹底する。
(経済) ・少数のタクシー乗車券を無施錠で保管していた。	・保管場所の施錠を徹底する。
(経済・建設) ・タクシー券の管理簿の記載が不十分である。	・各課長あてタクシー券の取扱いに関する通知を改めて周知する。 ・周知後、再度現地調査を行う。
(会計) ・物品台帳の整備漏れ、物品シールの貼付け漏れ等があった。	・整備を実施するとともに、毎年度末に現在高を調査するよう指示する。
(此花) ・小口支払基金において、立替金の補てんが速やかに行われていない。 ・現金出納簿、切手受払簿等の帳票の記載が不十分である。	・帳票の整備を指示するとともに、各課長を通じ、適正な事務処理について周知徹底する。
(西淀川) ・委託金の管理や備品管理等について、委託先事業者に対する通知、確認が不十分である。	各担当から委託先事業者に対して適正な会計処理について指導・通知を行う。
(住吉) ・毎日とは利用しない手提げ金庫をセンサー設備のある部屋の金庫から出し入れしていた。	利用頻度の少ない手提げ金庫はセンサー設備のある部屋の金庫で保管し、使用時のみ出し入れする。

5. 適正な契約事務の執行について(4所属)

所属	課題
契約管財局	随意契約事務の適正な執行について
福祉局	支払事務の適正な運用について
健康局	物品購入にかかる納品の確認及び納品書の保管方法について
東成区役所	適正な契約事務の執行について

主な問題点	改善措置
(契約管財) ・随意契約の公表に関する事務処理を手作業に頼っているため、ミスによる漏れが生じやすい。 ・総務担当での集約時に報告遅れや連絡不備等により、漏れが発生した。	・新財務会計システムでは、システム上でデータ抽出が可能であるため、この方法を各担当あて周知する。 ・総務担当が集約した一覧表を公表の前段階で各担当に確認する。
(福祉) ・請求書の受理日から30日以内に支払が完了せず、遅延利息を支払うケースがあった。 ・請求書の提出が遅かったため、履行確認日から支払日まで60日以上経過しているものがあった。	・請求書に支払期日を明記したうえで、担当課共有の保管場所に保管し、複数の担当者が進捗状況を確認することで、遅延を防止する。 ・異動等による引継は複数人に対応し、処理漏れがないよう確認を行う。 ・請求書の提出が遅れている場合は、その都度債権者へ連絡を行う。
(東成) ・新財務関係システムにおいて入力誤りが散見された。	計理、会計担当が連携して各課担当職員に対して指導を行い、適正な事務処理の徹底を図る。

6. 適正な公文書の管理について(3所属)

所属	課題
計画調整局	公文書の管理について
中央区役所	公文書の收受・発送及び公印の適切な取り扱いについて
天王寺区役所	文書の適正管理について

主な問題点	改善措置
(計調・天王寺) ・公文書の簿冊管理が徹底されていない、公文書と手持ち文書が区別されていないなど、公文書の管理ルールが徹底されていない。 ・一部の個人情報に施錠できないロッカーで保管していた。	・公文書の適正な取扱いについて周知徹底するとともに、書庫の整理整頓を行う。 ・所属として文書管理マニュアルを作成し、各課で徹底を図る。
(中央) ・文書番号や日付の漏れ、文書主任の審査漏れが見受けられた。	・文書事務の手引きを周知するなど、公文書作成の適正な事務処理について周知徹底する。

7. 服務規律の確保について(2所属)

所属	課題
都市整備局	服務規律の遵守状況等について
行政委員会事務局	服務規律の確保について

主な問題点	改善措置
(行政委員会) ・服務や懲戒処分に関する認識を維持・継続する。	・定期的に事例問題等を用いて、チェックを行う。

8. 超過勤務の適正執行について(2所属)

所属	課題
財政局	超過勤務の適正執行について
中央卸売市場	超過勤務の適正執行について

主な問題点	改善措置
(財政・中央市場) ・命令の事前申請が徹底されていない。	・事前申請を徹底するとともに、緊急やむを得ない場合についても、「事前口頭承認済み」の文言を残すよう徹底する。
(財政) ・超過勤務命令を受けずに、長時間庁舎に残っていることがあった。	・命令権者が申請を行っていない者に対して、速やかに退庁するよう指導する。 ・適正な超過勤務執行に向けたグループミーティングを実施し、一人ひとりに対する意識付けを行う。

9. 庁内PCの適正利用について(2所属)

所属	課題
環境局	庁内情報利用パソコンの適正な利用について
交通局	業務用パソコンの取扱いについて

主な問題点	改善措置
(環境) ・記録媒体の使用簿を作成していない課(担当)があった。	・作成していない課(担当)には個別に作成を指示した。
(環境・交通) ・標準外ハードウェアやCDドライブの開放について、正しい手続きを知らないなど、情報セキュリティに関する知識が乏しい職員がいた。	・情報セキュリティに関する知識について、職員に周知する。 ・PC起動後のメッセージ画面において注意喚起を行う。
(交通) ・私用での業務用PCの使用、他の職員がログオンしたままのPC使用等の不適正な取扱いがあった。	・情報セキュリティに関する知識について、職員に周知する。 ・PC起動後のメッセージ画面において注意喚起を行う。

10. 要綱・要領等の適正な運用について

所属	課題
人事室	要綱・要領等の適正な運用について
総務局	要綱・要領等の適正な運用について

主な問題点	改善措置
(人事) ・関連する条例、規則が改正されたにもかかわらず、要綱等を整備していないものが見受けられた。	・要綱等の改正・廃止の必要がある場合は、速やかに手続きを行うよう周知する。
(総務) ・補助事業の効果検証の点で課題のある補助金交付要綱が見受けられた。 ・事業の廃止決定日と要綱等廃止日が同時期でないものが見受けられた。	・市政改革プランの補助金等の見直し調整方針を踏まえて、補助金交付要綱を整備するよう周知する。 ・事業の廃止決定日と同時期に関連要綱等を整備するよう周知する。

過去の内部監察に係る改善措置の実施状況の实地調査

年月	調査対象所属
平成24年 8 月	市会事務局、政策企画室、都市整備局
平成24年 9 月	福島区役所、西淀川区役所、市民局、大正区役所、此花
平成24年10月	交通局、市政改革室、北区役所、生野区役所、東淀川区役所、東成区役所
平成24年11月	経済局、城東区役所、住之江区役所、港湾局、中央卸売市場、港区役所
平成24年12月	水道局、ゆとりとみどり振興局、会計室、西成区役所、
平成25年 1 月	旭区役所、阿倍野区役所、天王寺区役所、都島区役所
平成25年 2 月	住吉区役所、環境局、浪速区役所、東住吉区役所

コンプライアンス研修（集合型・グループ討論型等）の実施状況 【平成 24 年度実績】

集合型研修

・ 局部長級職員

各所属の内部統制責任者として所属職員のコンプライアンス意識の徹底や職場風土の改革を図るとともに、職員の不祥事の再発を防止し、市民から信頼される組織を構築することを目的として研修を実施しました。

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	8 月 8 日（水）	15:00～17:00	永田 真紀 （パナソニック(株) 法務本部 コンプライアンスグループ グループマネージャ - 理事）
第 2 回	8 月 22 日（水）	15:00～17:00	上谷 佳宏 （弁護士・もと神戸市経理適正化外部検証委員）
第 3 回	8 月 24 日（金）	9:30～11:30	柳澤 良文 （公認会計士・有限責任監査法人トーマツ パートナー）
			南 里美 （公認会計士・有限責任監査法人トーマツ シニアマネージャ - ）

・ 課長級・課長代理級職員

課長・課長代理級職員には、各所属の内部統制員等として、部下職員を統率し、不祥事案の根絶、市民の信頼回復、個人情報の漏えい防止及び市政改革に向けて、積極的に取り組む姿勢を涵養することを目的として研修を実施しています。

なお、服務研修（人事室）、個人情報の適正な取扱いに関する研修（政策企画室）市政改革プランに関する研修（市政改革室）との共催で研修を実施しました。

回次	月 日	時 間	講 師
第 1 回	8 月 6 日（月）	9:30～11:00	森谷 長功 （弁護士・本市リーガルサポーター）
第 2 回	8 月 6 日（月）	14:30～16:00	木曾 裕 （弁護士・奈良市ガバナンス監視委員会委員長）
第 3 回	8 月 8 日（水）	9:30～11:00	森谷 長功 （弁護士・本市リーガルサポーター）
第 4 回	8 月 13 日（月）	9:30～11:00	木曾 裕 （弁護士・奈良市ガバナンス監視委員会委員長）

第5回	8月13日(月)	14:30~16:00	山根 郁子 ((株)日本経営協会総合研究所 研究員)
第6回	8月20日(月)	9:30~11:00	山根 郁子 ((株)日本経営協会総合研究所 研究員)
第7回	8月20日(月)	14:30~16:00	山根 郁子 ((株)日本経営協会総合研究所 研究員)
第8回	8月22日(水)	9:30~11:00	森谷 長功 (弁護士・本市リーガルサポーター)
第9回	8月24日(金)	14:30~16:00	木曾 裕 (弁護士・奈良市ガバナンス監視委員会委員長)

課長級・課長代理級職員については、コンプライアンス研修について掲載。

当日は、コンプライアンス研修終了後に開催する服務研修(約30分)「個人情報
の適正な取扱いに関する研修」(約30分)及び市政改革プラン研修(約30分)
と共催で実施しました。

グループ討論型研修

課長・課長代理級職員及び各職場の総括的立場にある係長級職員並びに技能職
員のうち技能統括主任及び部門監理主任等、管理・監督者あるいは職場のリーダー
層に対して、コンプライアンスの基盤となる風通しの良い職場づくりについて必要か
つ効果的な取組を、少人数で、実務的・実践的な参加型研修により学ぶことを目的
として研修を実施しました。

回次	月 日	時 間	講 師
第1回	10月1日(月)	9:15~12:15	今井 和興 ((株) F P M 専任講師) 公募型プロポーザルにより事業者を選定
第2回	10月1日(月)	14:00~17:00	
第3回	10月2日(火)	9:15~12:15	
第4回	10月2日(火)	14:00~17:00	
第5回	10月3日(水)	9:15~12:15	
第6回	10月3日(水)	14:00~17:00	
第7回	10月4日(木)	9:15~12:15	
第8回	10月4日(木)	14:00~17:00	
第9回	10月5日(金)	9:15~12:15	

第10回	10月5日(金)	14:00～17:00
第11回	10月10日(水)	9:15～12:15
第12回	10月10日(水)	14:00～17:00
第13回	10月11日(木)	9:15～12:15
第14回	10月11日(木)	14:00～17:00
第15回	10月22日(月)	9:15～12:15
第16回	10月22日(月)	14:00～17:00

職場コンプライアンス研修

上記の集合型研修（課長・課長代理級）、サービス研修、個人情報の適正な取扱いに関する研修及び市政改革プランにかかる研修を受講した課長・課長代理級職員を講師として、係長級以下の全職員を対象に、各職場の業務内容や実態に応じた形で実施しました。

職場研修（e-ラーニング型研修）

コンプライアンス上で問題となる点や、個人情報の適正な取扱いについて留意すべき点についての知識を習得することにより、職員の公正な職務の執行の確保を図ることを目的として、学習資料（e-ラーニング教材）を庁内ポータルに掲載したうえで全職員に対して、e-ラーニング型研修を実施しました。

職員人材開発センター主催研修等への講師派遣

新任事業担当主事補研修など、人事室職員人材開発センター主催の研修に監察部職員を派遣し、コンプライアンスに関する研修を実施しました。

コンプライアンスアンケートの結果概要

1 アンケートの概要

(1) 回答数

31,753 人

ただし、一部設問にのみ回答されたものについても 1 人と集計しているため、各設問の回答者数の合計とは一致しない。

(2) 実施期間

平成 24 年 9 月 4 日～平成 25 年 1 月 31 日

(3) 実施方法

庁内ポータルサイトの総務局所属サイトにアンケートを掲載し、各職場においてアンケートを印刷したうえ、職場コンプライアンス研修等の実施に併せて回答をいただいた。なお、情報公開室公開制度等担当が実施する「個人情報の適正な取扱いに関するアンケート」も併せて実施した。

2 アンケートの主な結果

(1) あなたは、大阪市職員に求められる「コンプライアンス」という言葉の意味をどのように理解していますか。

1 法令を遵守すること	6,949 人	22.0%
2 法令を遵守することだけでなく、社会（市民）の要請（信頼）に応えること	24,293 人	76.7%
3 よくわからない	420 人	1.3%
回答者数 合計	31,662 人	

(2) あなたは、日々の業務を執行するにあたって、常に「コンプライアンス」を意識していますか。

1 常に意識している	16,910 人	53.3%
2 どちらかといえば意識している	13,631 人	43.1%
3 特に意識していない	1,129 人	3.6%
回答者数 合計	31,670 人	

(3) あなたは、昨年度と比較して、コンプライアンスに関する意識が変わりましたか。

1 今年度、意識改革をすることができた	5,225 人	16.6%
2 昨年度以前から意識は変わっており、それを実行している	24,922 人	79.0%
3 コンプライアンスに関心が薄く、特に意識は変わっていない	1,397 人	4.4%
回答者数 合計	31,544 人	

(4) あなたは、あなたの上司、同僚や部下が、日々の業務を執行するにあたってコンプライアンスを意識していると思いますか。

1 常に意識している	14,611 人	46.1%
2 どちらかと言えば意識している	15,715 人	49.6%
3 特に意識していない	1,349 人	4.3%
回答者数 合計	31,675 人	

(5) あなたの職場では、職務に関して自由に意見が言えますか。それとも言えませんか。

1 おおむね自由に意見が言える	22,894 人	72.3%
2 どちらともいえない	7,578 人	24.0%
3 自由に意見が言えない	1,156 人	3.7%
回答者数 合計	31,628 人	

(6) あなたは、あなたの上司から、コンプライアンスに関する思いや方針を聞いたことがありますか。

1 ある	20,156 人	64.0%
2 どちらともいえない	9,591 人	30.4%
3 まったくない	1,769 人	5.6%
回答者数 合計	31,516 人	

(7) あなたの職場では、コンプライアンスまたは、その恐れが生じた場合、上司に情報が迅速に伝わるとおもいますか。

1	そう思う	22,136 人	70.1%
2	どちらともいえない	8,231 人	26.1%
3	そう思わない	1,200 人	3.8%
回答者数 合計		31,567 人	

リーガルサポーターズ相談件数一覧表（平成24年度）

（単位：件）

相談内容 相談年月	行政処分	法人	不動産	契 約	人事労務	債権回収	損害賠償	損失補償	行政対象暴力	その他	計
平成24年 4月	7	0	3	2	3	0	4	1	0	6	26
平成24年 5月	5	0	7	4	8	0	1	0	2	5	32
平成24年 6月	2	1	4	7	5	1	1	0	0	3	24
平成24年 7月	5	0	3	6	7	3	1	0	1	5	31
平成24年 8月	6	0	9	7	8	0	3	1	1	1	36
平成24年 9月	1	0	2	1	8	0	2	1	1	3	19
平成24年10月	6	0	4	6	6	0	0	0	2	1	25
平成24年11月	5	0	3	4	4	0	2	2	1	0	21
平成24年12月	5	1	6	3	0	1	2	0	1	3	22
平成25年 1月	6	3	4	8	3	2	2	0	1	3	32
平成25年 2月	8	0	2	3	5	2	5	1	1	1	28
平成25年 3月	5	0	4	5	4	1	2	0	0	1	22
平成24年度計	61	5	51	56	61	10	25	6	11	32	318

同一案件の相談が複数回にわたり、月をまたいだ場合は、初回の相談月にカウントしている。